

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成 26 年度(第 1 回)川西市地域包括支援センター運営協議会 平成 26 年度(第 2 回)川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)	健康福祉部 長寿・介護保険課 内線(2671)		
開催日時	平成 26 年 7 月 9 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで		
開催場所	川西市役所 地下 B01 会議室		
出席者	委員	大塚 保信 会長 藤末 洋 副会長 今西 要 委員 坂井 稔 委員 成徳 明伸 委員 南 智子 委員 岡本 美津子 委員 入江 章子 委員	
	その他		
	事務局	健康福祉部長 長寿・介護保険室長 長寿・介護保険課長 長寿・介護保険課主幹 長寿・介護保険課長補佐 主任介護支援専門員	
傍聴の可否	可	傍聴者数	3 人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第	(1) 地域包括支援センター事業報告 (2) 「川西市高齢者保健福祉第 6 期介護保険事業計画にかかる アンケート」について		
会議結果	(別紙審議経過のとおり)		

審 議 経 過 (1)

会 長	<p>それでは定刻になりましたので、よろしくお願いいたします。ご承知の通り、6月18日に国会で第6期の介護保険の内容・概要につきまして法律が通りました。介護保険につきましては2000年、平成12年に始まって今年14年目でございます。その間に2度大きな改正がございましたが、第6期は本当に大きな改正ということで、また違う局面を迎えます。始まったのは2000年ですが、3年前からモデル事業が始まっており実際は今年で17年目になると思います。新しい局面、第6期が始まります川西市のご協議もよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は委員さん8名中全員がご出席でございます。</p> <p>本日は「第1回地域包括支援センター運営協議会」と「第2回川西市介護保険運営協議会」ということです。前半は「地域包括支援センター運営協議会」で、後半は「第2回川西市介護保険運営協議会」です。「川西市地域包括支援センター運営協議会設置要項第4条第2項」に基づきまして全員出席ということで本協議会は成立しております。</p> <p>議題は次第がございますので、そちらをご覧ください。</p> <p>傍聴の方につきましては、いらっしゃいますでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴の方、3名お越しいただいております。</p>
会 長	<p>これも会則通りでございますので、お認めいたします。</p> <p>それでは只今より議事に入ります。</p>
事務局	<p>地域包括支援センター事業報告からご説明させていただきます。</p> <p>まず資料1ページをお開きください。こちらにつきましては平成25年度川西市中央包括支援センターの実施事業についてまとめさせていただきます。まず表の左側、川西市中央包括支援センター相談件数からご説明してまいります。相談方法につきましては、電話による相談は前年度に比べまして52件の増となっております。相談経路につきましても、関係機関からのものが55件の増となっております。対応につきましては、昨年度と比較しまして、訪問が11件の増となっております。これは主に処遇困難ケースに対して地域包括支援センターと共に同行訪問したことによる増でございます。</p> <p>次に相談内容についてご説明いたします。この中で権利擁護、虐待に関する相談が昨年度と比べて12件の増となっております。また認知症に関する相談が、30件の増となっております。この認知症に</p>

審 議 経 過 (2)

関する相談が、突出して増えております理由としましては、同じ方が複数回、継続して相談されてカウントしていることが主な理由です。

続きまして、その下の段、平成 25 年度ケアマネに対する個人相談支援でございます。ここでは事例検討会につきまして、昨年度が参加人数 80 名であったのに対して、今年度が 248 名となっております。これは検討会の開催数の増と参加者が増えているということです。

続きまして、1 ページの右の表でございます。平成 25 年度高齢者虐待状況についてでございます。こちらの相談・通報件数につきましては、昨年度に比べて 11 件の増となっております。主な内容としましては、介護支援専門員からの連絡によるものが増えております。

次に事実確認の状況でございますが、昨年度と比べて情報収集のみというのが減りまして、訪問による事実確認が増えております。

また事実確認の結果、虐待であると判断した件数は、昨年度と比べて 8 件の減となっております。この原因といたしましてはケース検討を行った結果、虐待者に介護負担の軽減を図る事を目的に、サービスの導入や地域包括の早期介入を図っていることから、虐待の疑いに留まるケースが増えていると考えております。

続きまして、こちらに記載しておりませんが、私共定例会議を行っております。各地域包括支援センターのネットワーク強化を図るため毎月 1 回実務担当者会議を開催しております。これは各地域包括支援センターの 3 職種が一堂に会しまして各地域包括支援センターにおける課題の検討や情報の共有化を行って、連携強化を図っております。

資料 2 ページをご覧ください。こちらにつきましては、地域包括支援センターにおける相談記録実績でございます。地域包括支援センターでは、総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント、介護予防事業を柱として実施しております。

総合相談事業についてでございますが、介護及び介護保険に関する相談件数が、この中で 2,140 件余りと最も多くなっております。続いて認知症や福祉用具に関する相談が多くなっております。

権利擁護事業でございますが、高齢者虐待対応や成年後見制度利用支援ということで、相談業務を通じて支援を行っております。成年後見センター N P O が設立されましたが、相談件数につきましては増加傾向にございます。

続きまして、包括的継続的ケアマネジメント事業でございますが、認知症高齢者支援を柱に市内の各地域で行っております様々な地域

審 議 経 過 (3)

福祉活動と地域包括支援センターが連携し高齢者支援のためのしくみ作りについて検討・実施を進めております。主な内容といたしましてはキャラバンメイト養成研修を行い、平成 25 年度は 50 名のキャラバンメイトが誕生しております。

資料 5 ページでございます。下のほうになります。認知症サポーター養成開催状況の一覧をつけておりますが、平成 25 年度につきましては、市内各地で 52 回開催しております。その結果、2,000 名を超えるサポーターが誕生、認定も 9,000 名を超えております。

また、地域での会議につきましては、福祉ネットワーク会議として市内 14 地区、概ね小学校区ごとですが、地域福祉関係者で構成されたネットワーク会議に各地域包括支援センターが参加させていただき、地域とのネットワーク構築に努めていただいております。

認知症地域支援ネットワーク構築推進会議におきましては、認知症等による徘徊高齢者の見守りや医療・介護・年金のツールであるつながりノートについて検討を重ねております。

続きまして、介護予防事業でございます。こちらは直轄包括において二次予防高齢者を、委託包括において一次予防高齢者を対象に介護予防教室を行っております。

二次予防教室につきましては、各居宅包括管轄区域において 10 回ワンクールで、運動を中心としたプログラムで行っておりますが、その中でドクターの講和や、歯科衛生士による口腔ケア、栄養士による栄養指導、精神保健福祉士による認知症に関する講和など、総合的な内容になるように工夫しております。1 地区 10 回ですので、25 年度は 6 地区で合計 60 回開催し、のべ参加者は 587 名となっております。

一次予防教室につきましては、各居宅包括と地域と連携して開催している場合が多いのですが、資料 6 ページをお開きください。こちらにございますように平成 25 年度は、合計 173 回開催しております。のべ参加者は 3,500 人余りとなっております。

資料 3 ページをご覧ください。地域包括支援センターに介護予防給付の状況です。予防給付につきましては、全ての事業に力を入れられるよう 3 職種の持ち件数を上限を 25 件に制限しております。それ以上は居宅介護支援事業所へ再委託しております。のべ件数でございますが、毎年約 2,000 件ずつ増加しております。

以上、簡単ではございますが、平成 25 年度の地域包括支援センターの事業報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。只今は昨年度の地域包括支援セ

審議経過(4)

	<p>ンターの事業報告でございました。短い時間の中でご説明願ったわけですが、今のご説明の中で尚詳しく説明が必要だとか、わかりにくいことがございましたら、委員さんのご指摘お願いいたします。</p> <p>権利擁護ですか、非常に大きな問題になっておりますが、虐待も含めましてですが、2ページの包括の地域は数字の増減について、東谷や川西南のように大きな数字のところもあれば、そうでないところもありますので地域の特性もあるということです。いろいろな観点からご指摘やご疑問があればありがたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>2ページの相談内容の、苦情というのはどんな苦情が多いんでしょうか。介護保険を受けていて、それに対するものですか。</p>
事務局	<p>個人差があります。そのトータルが全部で19件出ておりますが、全部が全部でございませぬが、だいたい介護のサービスの関係の不満があるとか聞いております。</p>
委員	<p>相談内容の虐待ですが、これはどなたから相談があるんですか。家族の方からですか。ケアの方ですか。</p>
事務局	<p>主には介護事業の関係者からが多くあります。</p>
委員	<p>家族からではなくて。</p>
事務局	<p>家族よりも事業者の相談というのが多くあります。</p>
会長	<p>実態は様々でしょうが、一般的には子供からの虐待、同居の長男というか同居の男性が多くて、その次が夫が妻にとか、妻が夫にはそんなに多くはないんです。その次は娘です。そういう傾向があります。息子、それから配偶者、それから娘。実態は様々です。一時一番多かったのは子供からの虐待。親の持つ年金など取り上げる。今少し経済もよくなったので、そういうことがなくなったのかもしれない。リストラにあった子供たち、特に長男・息子が親の財産を目当てにということが多かったんですが、虐待はさまざまな形態・実態がございますので難しい。数字はこういうふうな数字が上がってるということです。</p> <p>他どのような角度からでも結構です。数字から見たら読み取れない部分もございますので。この数字はどのような特徴なのかなどあ</p>

審議経過(5)

	<p>ると思いますので。</p> <p>最近よく問題になっている徘徊の方々の実態があると思いますが、ある調査によれば、意外と地域の近くで見つかる場合が多く、案外10キロも20キロも離れたというよりは半径3キロから5キロ以内で見つかっています。それでも地域の方々が関心をせずに亡くなった例もございます。先進地域での取り組みでは、北海道釧路で、見事にSOSのネットワークが張られていて、市民に公開してます。今まで徘徊者が出ますと個人情報保護法等でなかなか市民の方々は対応を避けられていましたが、その方々の生命に関わることであれば、個人情報は解かれます。それを釧路市は条例に盛り込み家族から情報が警察に流れたらすぐに一般市民にまで、まずはFM放送が30分刻み毎にこの方々がいなくなっていますと、特徴を伝え、タクシーの運転手を始めあらゆるところに流します。調査によれば警察が、徘徊老人を発見するよりも地域住民が発見した数のほうが多いようです。いかに情報を上手に流すかということですが、個人情報保護法もそういう意味では今まで足枷だったんですが、誤解がありまして生命に関する情報の情報は解かれるということです。大牟田市も非常によく頑張っております。</p> <p>徘徊、行方不明老人もたくさんいらっしゃることは最近のテレビでよく報道していますので、ご承知と思います。決して老人だけではなく、若い子供にも行方不明はたくさんございます。</p>
事務局	<p>報告なんですけど、昨日は徘徊で捜索が出たケースがございまして、それも本日SSのネットワークで見つかったという報告を受けております。</p>
会長	<p>いい報告がありました。言葉づかいも難しく警察から情報が各部署に流れますが、あれは手配書というんですね。手配書というのは犯罪にも手配書があります。警察から徘徊の方が出た場合に流れる情報は全国的に手配書と言うそうです。</p>
委員	<p>2ページの内容ですが、苦情の件数がものすごく少ないです。介護サービスの相談等のところでは、「ケアマネを変えられないか」や「ヘルパーを変えてほしい」など。それから「施設になかなか入られない」などたくさんあるんですが、それはそれぞれ介護保険に関する相談とか、そういったところへ行ってるわけですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>

審 議 経 過 (6)

委 員	では逆に残ってる苦情とはどのようなものでしょうか。
事務局	そこまで把握しておりません。介護及び介護保険に関する相談以外の苦情という形で受け止めております。
委 員	件数的には大したことではないので、それぞれ項目別に入れてると思います。介護保険制度の初歩がわからないというのがものすごい多いんです。今まで他人事のように考えていたけど急に家内が認知症と思われると、まず第一歩、どこから、右足から出していいのかわからない。私は長い間経験しておりますので。やはりこちらの介護保険のほうに入っていると思います。
委 員	同じく2ページですが、地域の会議の数字が東谷中学校区と川西南中学校区だけ極端に少ない数字になっています。同じくその他会議研修なども連動する形で少なくなってますが、これは何か原因があるのかどうか、少し気になったんですが。
会 長	極端ですね。会議研修のところにしても。何かお気づきですか。ご説明いただけますでしょうか。
事務局	地域包括のカウントの仕方だと思うんですが、東谷につきましても、例えば地域の会議や婦人会での集まり等々出ていますので、実際には活動はしているはずなんですが、数が少ないことにつきましては、確認させていただきます。申し訳ございません。 特にこの二か所が少ないということは実態的にはないはずなんです。申し訳ございません。
会 長	そう思います。それ以外の数字を見ますとこんなに少ないはずはないと思います。また機会がございましたらその事由をお調べくださって、次の機会にでもご報告ください。 他はどうでしょうか。
委 員	今後この介護保険要支援が変わるので、どうなっていくのかと不安で見えておりました。介護保険から外されて市がどこまでできるのかという思いがあります。
会 長	この後、本体の介護保険の運営協議会がございます。来年に向けて我々も危惧するところもございます。事務当局は特にこれから大

審 議 経 過 (7)

事務局

変な業務・方針についてご苦勞あると思います。今は包括のことですが、地域包括はかなり有効で、重要な役割を持つことは今さら言うまでもありません。地域密着ということで、まさしく地域包括の大きな役割、責任があるということです。

今回は、数字・統計を中心としたご報告ですので、読み取りにくい点もあるかも知れませんが、よろしいでしょうか。

では次回何かいろんな問題点が明らかになるかもしれませんが、そこでまたご検討願うということにしておきます。ありがとうございました。

続きまして「平成 26 年度の第 2 回川西市介護保険運営協議会」がごございます。「川西市の高齢者保健福祉第 6 期介護保険事業計画にかかるアンケート」について、資料に沿ってご説明いただきます。よろしくお願ひします。

それでは資料 2、3「日常生活圏域ニーズ調査」調査票（案）と調査票（要介護認定者）（案）を説明させていただきます。

第 6 期介護保険事業計画の位置付けは、2025 年に向け第 5 期介護保険事業計画で開始しました地域包括ケアシステムの方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携などの取り組みを本格化していくものです。また 2025 年までの中・長期的なサービス、給付、保険料の水準も推計して記載することとされ、中・長期的な視野に立った施策の展開を図ることとされています。

今回お示しました「日常生活圏域ニーズ調査」（案）は第 6 期介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険法第 117 条及び介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、市町村は要介護者などの実態を踏まえ、介護給付費など対象サービス及び地域支援事業の需要を的確に把握した上で市町村介護保険事業計画を策定することとされており、この場合市町村は当該市町村が定める区域ごとに給付被保険者の心身の状況、その置かれている環境、その他の事情など、要介護者などの実態に関する調査、日常生活圏域ニーズ調査を行うこととされております。

このような法律や指針のもと、介護保険の要支援、要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者 3,000 人、在宅の要支援、要介護認定者 2,000 人に対してアンケート調査を行うものです。

調査方法の概要についてご説明いたします。調査の目的についてです。高齢者の生活実態に合った介護サービスや福祉用具などの各種サービスを提供するため、主に生活機能の面から地域に在住する

審 議 経 過 (8)

高齢者の生活状況を把握し、第 6 期介護保険事業計画の基礎資料とするものです。

調査対象についてです。資料 2、日常生活ニーズ調査案は市内在住の市民のうち 65 歳以上の要支援、要介護認定を受けていない方 3,000 人とします。資料 3、在宅の要支援、要介護認定者の方を 2,000 人といたします。

抽出方法についてですが、資料 2、65 歳以上要支援、要介護認定を受けていない方 3,000 人は、小学校区、年齢区分別 5 歳刻み、男女別に人口比率に応じ無作為に抽出いたします。資料 3、在宅の要支援、要介護認定者 2,000 人は介護度別、小学校区別、年齢区分別 5 歳刻み、男女別に人口比率に応じ無作為に抽出いたします。

アンケートは郵送配布、郵送回収といたします。

調査機関につきましては、平成 26 年 8 月 1 日から 8 月 15 日を予定しております。回収率については、70%を想定しております。

設問については、国が示しております日常生活圏域ニーズ調査の項目をベースとして、資料 2、65 歳以上の要支援、要介護認定を受けていない 3,000 人は 68 問です。資料 3、在宅の要支援、要介護認定者 2,000 人は 70 問となっております。

続きまして、市の独自設問についてご説明いたします。お手元の資料 2、資料 3 をご用意ください。こちらの 2 ページになります。問 1 .あなたご自身について、Q1 から Q4 までの 4 問と、要介護者は Q1 から Q6 まで Q5 を除く 5 問となっております。

資料 2、3 とともに 4 ページをご覧ください。こちらの問 4、運動・閉じこもりについて、Q1 が独自設問となっております。

資料 2、3 とともに 6 ページをご覧ください。問 8 の認知症・うつについての Q1 から Q5 まで、6 ページ 7 ページにまたがっております。

続きまして、8 ページをご覧ください。こちらの問 10、どちらも Q5、Q6 が独自設問となっております。

続きまして、9 ページをご覧ください。こちらの問 11、近所づきあいについての Q1 から Q3 までが独自設問となっております。

続きまして、10 ページをご覧ください。問 12、地域や暮らしについて、こちらも独自設問となっております。

11 ページをご覧ください。こちらの問 13、65 歳以上の認定を受けていない方、資料 2 のほうですが、Q1 から Q5 までが独自設問となっております。

資料 3 は、Q1 から Q6 までが、独自設問となっております。11 ページから 14 ページにまたがっております。

審 議 経 過 (9)

続きまして、資料2の12ページをご覧ください。こちらの地域包括支援センターについて、Q1。

続きまして、資料3の14ページ、問14、地域包括支援センターについて、Q1。

資料2の13ページをご覧ください。こちらの問15、高齢者の権利擁護について、Q1も独自設問となっております。

資料3につきまして、15ページをご覧ください。こちらの問15、高齢者の権利擁護について、Q1となっております。

資料2の13ページの問16、災害時の対応について、Q1からQ3までが独自設問となっております。

資料3につきましては、15ページになっております。災害時の対応について、Q1からQ3までが独自設問となっております。

資料2の14ページをご覧ください。こちらの問17、高齢者福祉について、こちらもQ1が独自設問となっております。

資料3につきましては、15ページになります。問17、高齢者福祉についてとなっております。

資料2、14ページの介護者についてのQ1からQ4までですが、こちらにつきましては、アンケートの対象者が65歳以上の要支援、要介護を受けていない方用のアンケートとなっておりますので、こちらの項目については削除したいと考えております。

資料3、16ページになります。こちらの問18、「介護者について」ですが、こちらを「介護者・介助者について」ですが、「あなたの主な介護者を教えてください」になっておりますので、このような文言も「あなたの主な介護者・介助者を教えてください」に表現を変えさせていただきたいと思っております。

資料2、15ページになります。こちらの問19、介護保険制度についてのQ1からQ3まで、資料3につきましては16ページから17ページのQ1からQ3までとなっております。

今後のスケジュールについて、本日ご意見いただきましたことを事務局で検討・修正した後、アンケートに反映させていただきます。

資料2の14ページ、資料3の15ページの問17の高齢者福祉についてという設問についてですが、ここの部分が高齢者一般施策に

審 議 経 過 (1 0)

会 長

ついでに設問が不足している部分がございますので、こちらを追加・修正したものを、来週の7月14日月曜日に開催されます川西市社会福祉審議会高齢者専門議会でお示ししまして、こちらと同様の手続きを得て、みなさんの承認を頂いた後に、アンケート業者へ発注して発送したいと考えております。

また、アンケートの集計につきましては8月21日から9月中旬までに行いまして9月末頃に集計結果をお示しできるような予定でございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

日常生活圏域ニーズ調査については、65歳以上の健常者のニーズ、要介護認定者方々のニーズを調査するもので、法律で決まっております。煩わしいでしょうが法律というものと基本支援というものがございまして、それに乗っ取って作るわけです。国からは一応大まかな案は出てまして、各市町村ごとに特殊な事情があれば、それもこの質問に加えていいということになっておりますので、国の方針を基にしながら、川西市独自の質問も加わってこのような案ができております。この後の専門部会に出られるというご報告がございましたが、今現在の問題やこの質問は少し問題があるのではないかと、不適ではないかなど、何かご意見ございませんか。

私個人的に思うんですが、3,000人対象、2,000人対象、合計5,000人の方にご回答願うのですが、回収率は70%目標です。いつも思うことは非常にたくさん細かいことを書くのに時間もかかるだろうし、本当に読んでくださるか、真面目にしかも最後まで飽きないでお書きになるかと不信になる点もないわけではないですが、国の決まりですから、これがなければ介護保険の策定案もできないということです。お答えになる方は大変ですが、よろしくお願いいたします。真面目に書いているのか懸念もございまして、善意を信用して、最後までお書きになったものを、それを基にして計画案を作ることです。

ご覧になって何か不都合な点や追加すべき点、表現が少しうまくいっていないものなど、ご指摘があるかもございません。ご覧になっていかがでしょうか。ご指摘とか、ご意見とか、どのような角度からでも結構でございます。

審議経過(11)

委員

この前、法律で通った介護サービスは、都道府県から郡市区に下りてきます。郡市区でサービスを策定しなければいけないということは決まっているので、当然ですが、資料3の実際介護を受けてる方への設問ですが、会長が仰いましたように、認知症の方が非常に多くなってきています。それから独居の方が多いので誰が回答するかということになると、家族の人がきちんと書いてくれたらいいですが、書かないとケアマネージャーさんなどそういう関係の方がすごい負担になるんじゃないかと思います。全部間違いなく書くというのは難しいので、「わからない」というところを作っておかないと、誰かが家族の人やケアマネージャーさんがおそらく書くと思うんですが、さっと通せるようなところを作っておかないと、本人が書けばいいのですが、本人が書けなければ大変だなという気がいたしました。それから1に飛べや2に飛べなど、それもきちんと書けるかなというのも、認知症の方が多くなってきているので。この調査を基に郡市区で合ったプランにすることは大前提ですが、それだけ大事なアンケートだということを広報しないと、配ってやってくださいというだけでは、無理ではないかと思います。大々的な広報をして、これは今後の介護保険には大事なことですということを、市民の人にわかってもらってしないと、ただぱっと来ただけなら回収率が悪いのではないかと思います。今川西市で65歳以上の人というのは3万5千人強です。5,000人ということで、7人に1人位という割合です。介護保険を利用している人がその内15から20%位ですよね。7,000人位が介護保険を利用してる人です。7,000人で2,000人、1/3強です。認知症の人でも無作為で、高齢者になればなるほど認知症や独居の方も多いただろうと。回収率が70%集まるのが難しいので、これをきちんとやろうと思えば、協力して広報活動が一番だと。ただやると言ってやっても介護保険認定者のアンケート率は悪いんじゃないかと。それから内容に不備があった時など、どこまでのざっくりとしたところまでいいのか。回収率が取れたらいいのですが、実際難しいのではないかと思います。

アンケートだけではないんですが、市から送られてきた書類というのは、必ずと言っていいほど相談が来ます。どうしたらいいかと。もしくは代わりに書けるのであれば書いてほしいと。順を追って読んでいくというのは、できないわけではないけれど億劫な方が大半で、そのような方に進んで回答してもらえないというのは難しい。ご

審議経過(12)

委員	<p>家族もしていただけない方が多いです、高齢者世帯になってしまっている。その辺りもちろん回答の中でその他の部分でそういうことをお手伝いしてもいいというのであればもちろんできる限りはしていかなければと思うんですが、回収の期間が短ければおそらく間に合わないだろうというのは感じます。</p>
会長	<p>今に始まったことではなくて、過去にもやっていますから、同じような質問とかもあります。特に第三者が書いた場合には「お宅に任しとくわ」とか「こうですね。」「はい、その通りでいいと思います」になってしまって、なかなかご本人の本心が表れないこともございます。これは川西市だけの問題でなくて日本全国全ての共通した問題でもございます。日本には1,800の市町村がございまして。各市町村ごとに作る、あるいは何市か合併して作ってもいいんです、広域連合として。約1,800の市町村がこれを全部やるわけなんです。どの市町村についても同じような問題があって、同じようなご理解があれば、同じ意見も出てくると思います。</p>
委員	<p>文言を変えるところでなく、わからないところがあれば「空白にしておいてください」とか、そのようにしておかないとこれを本当に真面目にやると、特に本人でなく他の人が書くと非常に大変だと思います。形式的な問1とか問2とか...、わからないところは空白でもいいんですよというようにしておかないと、回収率を上げる目的なら難しいのかと思います。健常な若い人でも書くとかかなり時間がかかるんじゃないか、私達でも時間がかかると思いましたので。介護保険認定者にされる質問なので、わからないところは空欄にしてくださいという位にしたほうが、回収率も上がるのではないかと思います。訪問介護は今さら時間がないし。</p>
事務局	<p>今回みなさまにご協議いただきたいことがあるんですが、事務局案といたしましては、要介護認定者の方は5まで対象にしてまして、その中でそれぞれの支援から介護5までの割合があります。それで対象者を抽出していくという方法をとるのが案ですが、先ほどから言われてますように重度の方につきましては、なかなか回答できにくいという実態があると思いますので、今の直近のデータですと要介護3以上の方が30%弱位いらっしゃるということです。</p> <p>前回のアンケートにつきましては要支援1、2、要介護1、2の方を対象としましたので、その辺りを対象にするのかも、ご協議いただきたい内容となっております。</p>

審議経過(13)

	<p>参考までですが、他の市で実際同じようなアンケートを行い、支援1、2が対象ですが、この時の回収率が75.5%という数字も出ておりますので、重度の方を対象とすると回収率は下がるのかと思います。</p>
委員	<p>調査票の資料3で、要介護認定を受けている人を対象か、サービスを受けている人を対象か、どちらですか。</p>
事務局	<p>認定です。要支援1、2も含まれます。</p>
委員	<p>資料3、3ページのQ2ですが、3番ですが、現在なんらかの介護を受けている(介護認定を受けずに)とあるのは、ちょっとおかしいのでは。認定を受けてる人が対象ですよ。Q2の3番がちょっとどうかと。</p>
事務局	<p>こちらは事務局で差し替えさせていただきます。</p>
委員	<p>それと同じ場所で、資料2のQ2の、これは要介護認定を受けてない人ですね。これは「必要ない」か、「必要だけど現在受けてない」か、「受けている」か、三つのどこかに進むと思いますが、これは潜在的な介護サービスを必要とする人の比率が知りたいということですか。意図がわかりません。隠れたサービス必要者の率をどの位あるかということを知りたいということですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>それでしたら結構です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。いいご指摘いただきました。見直してみれば問題点があるかもしれません。ただ委員さんがおっしゃるように、わからないということで、なぜわからないのかが増えてくるかもしれないです。つい面倒臭いもので、例えば極端ですが、「歳いくつですか」「わからない」とかね、そんなこともわからないほうが楽だということもないわけではないんです。</p>

審議経過(14)

	<p>ついついこのようになってしまいます。煩わしいかもしれません。つい安易なほうに流れてしまうということです。特に後半になるとしんどくなって、前半は進みますが、まだあるのか、まだあるのかと、どうしても最後のほうが雑になることは、どの調査でもありません。善意を信じて、多くの方々には真面目に書いてくださると思っています。何度も申しますが、国の決まりです。特段大きな間違いがあった場合は、もう一度精査して、またどうしてもということでしたら、事務局のほうにお願いいたします。専門委員会がございますか。</p>
事務局	高齢者専門部会があります。
会長	そちらでもう一度目を通していただくということによろしいですか。川西市独自ということでしたらもっとやりたいんですが、原案という国が決めたものがありますので...
委員	文言云々ではなくて、8月1日スタートということなのでもう日にちがありません。大事なアンケート調査への広報をしないといけないのではないですか。ぱっと配っていただけなら、回収率が上がらないんじゃないですか。今からもう時間がないんですけども。何かないですか。
事務局	ホームページに表示が一つ考えられることと、ケアマネージャーが集まる定期情報交換会での提示、それが今考えられる広報かと思っています。広報川西につきましては8月1日以降につきましては、締切になっておりますので、ちょっと無理かと思っています。
会長	ご報告方々ご意見ございましたので、ご了解いただけましたでしょうか。
委員	回収率上げるのなら国の企業調査みたいな、いつまでにいつ取りに来ますからそれまでに書いておいてくださいね、というのがありますが、そういうことはできないですか。配布中に「市からの大切なアンケート調査です、書いてください、今度いつお伺いしますのでそれまで書いておいてください」というのが封筒に入っていてそれを渡されることが、企業とかではあるのですが、そういう人海戦術的な事であれば、回収率はもっと上がると思います。

審議経過(15)

事務局	郵送での回収を考えておりまして、今の意見であれば回収率は上がると思うのですが、一つはマンパワーの問題、あと費用の問題がありまして、それをするには私達職員が行うにはなかなか難しいですし、例えばそれを委託するとなれば費用がかかりますので、難しいところです。
委員	無記名というのと矛盾しますね。
委員	こういうものも個人情報保護法にひっかかるのでしょうか。
事務局	そう思います。
会長	精査したらそうなるかもしれません。 このアンケートをお願いする 2,000 人、3,000 人の方には何かお礼か協力ありがとうございました、のようなことは...
事務局	例えば粗品を送るとか、そこまでは考えていない状況です。
委員	義務でもない、ということですね。
会長	もし私たちもアンケートが届けば、煩わしいと思うでしょうし。もし我々の元に届きましたら一生懸命読んで回答しますが...。結構 3,000 人 2,000 人、大きい数ですね。
委員	選ばれた人で、喜ぶ人もいますし、なんで選ばれたんだと思う方もいらっしゃると思います。
会長	何度も繰り返しますが、これは国の法律に基づいた制度・仕組みの中の一つです。 ではこの案について、もう一度精査されますが、この場においては、一応承認ということによろしいですか。どうもありがとうございました。
事務局	先ほど申しました要介護者の対象ですが、基本は要介護 5 までということですが、そうしますと回収率が落ちるのではないかという話があります。他市では要支援 1、2 までや過去も要介護 2 までであったりしますが、この辺りはどうでしょうか。やはり要介護 5 まで調査したほうがよろしいですか。

審議経過(16)

会 長	どうですか。委員さんのご意見伺います。
委 員	アンケートの目的について、軽度者を対象にアンケートを取るといふとアンケートの結果が変わってくると思います。アンケートの目的について、軽度者を対象にしているのですか。
事務局	介護度によってどういうサービスが必要なのか、どのような生活をしておられるのかというのをわかるようにするものです。本来的には要介護の順番にアンケートを取っていくのが正しいと思います。ただなかなか難しいので、要介護5の方に書いていただくというのが、仰っていたように誰が書くのかという話になります。回収率を上げることを優先するのであれば、介護度を限定することも考える必要があります。
委 員	普通に考えて、独居老人で身寄りがない方のお宅にこれが届いた時に、ほぼ回収不可能じゃないかと思われまふ。先ほどの説明の中に無作為で3,000人抽出されて送ったら、その中で1割、何割位いらっしゃるのかわからないですが、独居老人もきっと遭遇すると思ひます。そういう制限は加えられないのですか。現実的には難しいのですか。
事務局	独居老人は、住民票上と合致しなければなりません。要介護者でしたら、その辺マッチングはできると思ひます。
委 員	それも回収率を上げるという観点で言へば、独居の方を外したほうが回収率は上がるのかなと思ひました。
委 員	資料3の11ページの結果が全然違ってくると思ひます。例えば要介護3、4、5を外してしまうと、この一年間で施設に満足しているかどうか。やはり私の意見は上は要介護3まであったほうがいいのではないのですか。
委 員	このアンケートは施設の入所者に行くこともありますか。
事務局	いえ、在宅の方です。
会 長	在宅のみですね、今確認しました。

審 議 経 過 (1 7)

委 員	12 ページのところを見ると、老人特養とか老人保健施設も入っています。特養と療養型医療施設は在宅ではないと思います。
事務局	住民票を基に届けますので、住民票上はご自宅にあって、体は施設の方がたくさんいらっしゃると思います。そのような方については、こちらの問1のこの辺りになるのかなと思います。
委 員	住民票を基に行うのですね。
事務局	はい。
委 員	施設に住民票をおかれてる方には送らない。
会 長	はい。体だけ施設に行かれてる方もいらっしゃいますので。
委 員	住民票での高齢者ということですね。
会 長	要介護4とか5の方は、大抵家族が書くと思います。家族の思いを伝えたいというのもあると思います。要介護3に限らず4の方でも5の方でも、家族の方が思いを込めて書かれると思います。私個人的にはそう思います。なにも要支援1とかで区切ることはないかと思いますが、従来はどうですか。
事務局	前は、要介護1、2までです。
会 長	随分変わってきますか。従来通りやっていたことを5まで伸ばすということは少し変わってきますか。
事務局	そうですね。
会 長	前回の調査との比較が変わってくるでしょうね。従来と比べてのギャップはより比較の上ではいいと思います。
事務局	それぞれの段階の方のニーズがわかりますから、いいとは思いますが。
会 長	では、最終的にいかがでしょうか。対象範囲をどこまでにするかについての議論です。

審議経過(18)

委員	<p>これまでの結果と違うものが出てくるかもしれないですが、実際要介護5までやった状態でのデータをもろうというのも一つの手かもしれないですね。回収率も前と違ってくるのかというのも今回テストケースで、やってみたら違う差が出てくるのかもしれない。最終的にそこに何らかのコメントが必要かもしれないですが、最終結果についてはそう思います。</p>
委員	<p>回収率上げるのであれば、当然低い度のほうに決まってるのですが、介護保険サービス全体を考えると要介護5の人の意見が大事と思います。予想されるのは要介護1のアンケート回収率は高く、5の人は低いとしても、低い人の中の、5の中の意見を取りまとめて、そこで何か意見を尊重するとか。3以上の人から5の人の意見は少ないけど、その人達の意見を、同等ではないけれど、数だけでいくとどうしても少ないと思いますが、形の上では5の人の意見を聞いたけれど、実際5の人の意見は反映されなかったというのは一番困るということです。アンケートをした方の意見を十分に尊重するとかを考えないといけないと思います。</p>
会長	<p>これまで何度かこういう調査があった時に、対象者をどこで切るかということを実際に議論をしたことがなかったもので、議論はしていたのですが、通ってしまっていて今新たに対象者をどうするかという議論をして意見をいただいていますので、注意したいと思います。対象者をどこで切るかあまり深い意識はしてなかったんですが、来年度から新しい制度、かなり大きな変化をするところの介護保険法が始まりますので、ここで少し変えてもいいなという気はあります。伺った多くの意見は別に5で切らなくてもいいんじゃないか、少数と言えどもそういう方の貴重な意見も汲み取るべきではないかというご意見が多いように思いますが、いかがでしょうか。多少回収率には影響すると思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>問題等がありましたら事務局にお伝えします。最終的に精査する場面はあるということで、高齢者専門部会があります。 その他について、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>次回の介護保険運営協議会ですが、アンケートを出して戻ってき</p>

審議経過(19)

	<p>た結果をみなさんにご提示させていただきたいと思っております。アンケートの集計ができるのは9月末位になると思いますので、10月初め辺りに開催したいと思っております。第一週目か第二週目にご都合の良い日がありましたら、お願いしたいと思っております。</p>
会 長	<p>この場で決めようという事ですか。</p>
事務局	<p>どちらでも結構でございます。</p>
会 長	<p>ご予定表はお持ちでしょうか。第6期が始まりますので、従来より多少回数が増えるということは予測されてますか。</p>
事務局	<p>はい、そうですね。またパブリックコメントなどできましたら、お願いいたします。</p>
会 長	<p>ご承知おき願いたいと思っております。まずは次回の10月の第1週、第2週で…。10月2日はどうでしょうか。3日でも結構です。よろしいでしょうか。会場の空き具合もあると思っておりますから。では、2日か3日をお願いします。</p>
事務局	<p>時間は、1時半位でよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>どちらか決まりますか。2日か3日か。早めに2日にしましょうか。2日ということで、部屋をお取りいただきますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>介護保険法と申しますのは、今回は医療法と連携しながらということですが、元々は老人福祉法と密接な関係を持つ保険事業です。釈迦に説法ですが、老人福祉法は昭和38年非常に古い法律です。介護保険法は平成12年ということですから50年位差ができた法律ですが、実はどちらにも同じ内容が書いてます。特別養護老人ホームは、老人福祉法にも介護保険法にも書いてあります。そういう関係がどういうことかということ、老人福祉法が税金措置でもっているということです。介護保険法は保険ですから、保険料を頂いて、と言っても介護保険法も半分は税金を使っています。保険料と半分の税金を使っているということです。例えば、まず介護保険法を使えと法律に書いてあります。老人ホームに入る場合も、ホームヘルパーを利用する場合もまず介護保険を使えと、どうしても介護保険を使え</p>

審議経過(20)

ない場合は、特別な事情があった場合には税金をもって老人福祉法を使いましょうということです。例えば、介護保険を使う場合、今現在ですと要支援1の方、要支援2の方は老人ホームに入れません。老人ホームに入ろうと思ったら、介護度1、来年から変わりますが、今の介護度1以上です。要支援1、2だけど、家族が虐待するとか、非常に大変な目に合わすとか、あるいは手続き知らなかったということで、特に多いのは虐待などの場合、放っておけないと。ところが介護保険を使ったら老人ホームは入れない。老人ホームに入れてあげたい、介護保険でなくて、という場合には要支援1、2だけど家族状況を考えた場合には税金でもって、措置でもって老人福祉法を使って特養に入れましょうということです。

介護保険に関わらず保険というのは、加入者100人いたら使うの人は20人、大抵20%使う方であって後の80%の方は納めるだけなんです。そうしなければ保険は成り立たない。30%を超えた保険は危機なんですね。川西市はどれ位使ってますか。おそらく川西市も含め大体加入者の20%位が利用者だと思います。残りの80%の方は一生納めるだけなんです。そうでないと介護保険法は成立しませんね。もちろん委員さんも払っておられますね。私も74でございますが使ってございませぬ、使い始めたら当然もちろんそうなれば保険料はあがりますね。大体20%でしょうね。余談でございますが、お時間いただきましてありがとうございます。

今日は早朝から現地調査等もございまして、委員さんについてはご足労願ったとお礼申し上げます。

予定では3時でございましたが、順調に参りまして14分残しておりますが、これをもって閉会しようと思います。

特段ご意見ございましたらお伺いいたします。ご発言とかご質問とかございましょうか。よろしいでしょうか。

ではないようですので、これをもって閉会しようと思います。ありがとうございます。